

はずである。しかし、それはただキタイ・遼研究だけでなく、満洲族、モンゴル族、あるいは西方でのトルコ族などのばあいと併せ比較考察することがどうしても必要となる。これは學界全體の課題であるが、そのときには前提として大きな視野が求められるので、それにこたえたのがこの第一章にはかならない。ともすれば無思想性を云々されがちなわが國の東洋史學界、ましてや北アジア史學界にとつて、實證で裏づけられた田村教授のこのような視野は、後進の者にとつては大きな指針となるものである。(山田 信夫)

中國古代帝國の形成

——特にその成立の基礎條件——

木村 正雄 著

昭和四十年三月 不昧
堂書店 A5判 八二七頁

ともかくたいへんなポリウムである。秦漢史の研究はここ數年の間に、ちよつと思いつくだけでも増淵、栗原、金谷、西嶋、平中、佐藤、鎌田ら諸氏のいずれおとらぬ大冊をえたが、本書はそれらをぬく超大作である。なにはともあれ中國古代史研究にとつて、慶賀のいたりといわねばなるまい。しかもこれらはいずれも概説風のものではなく、テーマを特殊問題にしぼった専門研究である。まえまえからそうであったが、秦漢史の研究はますます微細精緻の度を加えつつある。

ところでこの本の書評は、正直にいつて、われながら不満足なも

のになりそうである。理由は二つあって、その第一は、本書の主體をなす歴史地理學的研究にまったく齒がたたないことである。第二にこれまでのばあいは、西嶋氏にしても増淵氏にしても、日ごろから親交をめぐまれて、著者のものの考え方が、ある程度わかっていた。だから讀みの浅い点たりない点は、行間から補うこともできた。ところが木村氏のばあいそうはいかない。というわけで本書の書評は、ただ活字ずらをおつて、得た感想をつらねるに止まるとおもう。この點はあらかじめ著者および讀者の方々におわびしておきたい。

さて本書は四つの章からなり、第一章は「總論」である。この章はさきに「歴史學研究」第二一七號に發表された「中國古代專制主義とその基礎」を大幅に加筆補正されたものであるが、主要な論旨はかわつていないようだ。著者がここで明らかにしている中國古代史研究の構造は、およそつぎのようなものである。

秦漢帝國すなわち中國古代專制主義を、個人身的支配とみる西嶋氏の説は正しい。「然しこの説が十分納得されるためには、このような直接個人的人身支配(論文では以後人頭的支配とよばれているが、本書では「齊民制」と名づけられている——河地)が、如何にして成立し、何によつて支えられていたかを、もっと明確に説明する必要がある(前掲論文、一一頁)。これがまず第一の問題設定であった。著者はこの問題を真正直に正面から受けとめ積極的に解答しようとする。いったい專制君主が萬民を一元的、個人身的に支配する關係、それが秦漢帝國の基本構造であるとする考え方は、マルクス主義歴史學の常識——國家權力は支配階級の階級支配を維持強化するための權力裝置であるとする定説から、大きく逸

脱するものであった。したがって個人身的支配を、その經濟的基礎において問うとき、これまでの諸説には、多かれ少なかれとまどいが感じられたのである。これにたいして著者は、明快きわまる論斷を下す。「總論」冒頭の表現をかれば、「中國古代の基本的生産關係は齊民制と呼べるべき奴隸制の特殊な形態であった」。ここではすべての人民が國家に、勞働力として隷屬するような「國家という生産體」が存在している。つまり著者によれば、國家それ自體が一つの生産關係なのである。ではこの生産關係は、いったい何に基礎をおいていたか。それは華北農業を支える治水水利機構の、國家による占有・支配であった。こういうえば讀者はすぐウィットフォーゲル氏の水の理論を想起されるであらう。事實ウ氏の理論は、とつくの昔に否定克服されたようでありながら、實は死にそうで死なず、東洋農業社會の理解に大きな陰影をおとしてきた。それだけに中國古代專制主義を考えた人は、おそらくだれでも一度は、治水水利問題をおもいうかべながら、その扱ひ方のためらいを抱いてきたのである。だから治水水利といっても、ウ氏の理論そのままであつてはならない。この問題を「第一次農地」と「第二次農地」の區別によつて再構成し、地理的決定論、停滞史觀の批判にたくみにうちかとうとしたのが著者であつた。實にこの點こそ、本書の全構想の出発點であり、ライトモチーフであるといつてさしつかえない。

原始時代からおよそ春秋中期まで、乾燥と大河の定期的氾濫を自然條件とする華北の農業社會では、高地は乾燥のため、河身に近い低地は洪水のため耕作不可能であつたから、人々は河谷地帯の丘陵地にすみ、その周邊の、わずかの工事で灌漑可能な土地をえらんで農耕生活を営んだ。そこに形成されたのが邑であり、邑は點化する

小地域と独自の水利機構によつて、「局地生産體」を形成し、自立性を保持していた。他の邑に征服されても、從屬した邑がなお相對的によい獨立性を有したのもそのためであつた。しかし同時に邑は、工具・技術の未發達のために、自ら狭い枠をのりこえて發展する契機をもたなかつた。著者のいう「第一次農地」とは、このような地域をさす。これにたいし「第二次農地」とは、春秋末期以後、鐵器のごとき工具や土木技術の發達によつて開發され農耕可能となつた大河流域の低地部、平野・盆地地域をさす。ここでは農民生活にとつて大河の治水と水利機構の整備が不可缺であり、「しかもそのような治水・水利機構は、結局個別的に分割占有し得ず、共同體、特に國家の手に握られていた」(二六頁)。かくて第二次農地に基礎をおく古代的國家によつて原始的邑體制はしだいに克服され、古い邑は郡縣制に改編され、やがて秦漢大帝國が姿を現わす。かつて増淵胤夫氏は、古い邑の縣化は、それだけでは眞の郡縣化を意味せず、眞の中央集權的な郡縣制支配の確立には、專制君主の直接の經濟基礎として廣大な公田が形成されねばならなかつたことを論じた。木村氏はそのような古い邑の自立的性格と新設の公田地域における農民の非自立的性格の對比關係に、第一次農地と第二次農地の區別を導入することによつて、増淵説にいわざわざ經濟的説明を與え、これを補強したのである。

さて第二次農地は、國家のつよい規制の下におかれ、國家はこれをほぼ一〇〇畝を標準として農民に均等に分與し、利用させた。この一〇〇畝の耕地は、國家が小農民家族を人頭的に支配し、勞働力を完全然焼させる場であつた。これが著者のいう齊民制であり、齊民制は秦漢以後歷代の古代國家が基本體制として、その維持強化に

努力をほらつたものであった。もつともこの農民の土地——民田は、形式上は私有であったから、大土地兼併をさげられず、國家は限田政策をもって對抗したが、王朝末期には政治の退廢、私的勢力の増大、統一支配の崩壞、治水水利機構の老衰廢絶が生ずる。これはとりわけ第二次農地にとっては致命的打撃となり、農業生産力は低下し、飢饉が発生し、村ぐるみの流亡がはじまり、あるいは農民叛亂が頻發する。それゆえ新しい王朝は、なによりもまず荒廢した治水水利機構を補修再開し、農民を移住させ、農業復興をはかる。これが著者のとく古代王朝興廢のメカニズムであり、中國は秦漢以後このような推移を重ねて、最後に隋唐均田制に齊民制的な「古代土地制度の綜合」としての姿を示し、それ以後中世すなわち地主佃戸制の社會へ移行する。

以上が「總論」の要旨であり、第二章以下はその具體的論證にあたる。もはやくわしく紹介する餘裕はないので、便宜的だが章節のタイトルのみをあげておこう。第二章、原始邑國家の基本構造（一）、邑制國家の組織、二、殷周時代の土地所有關係、三、神政國家の官制。第三章、大規模治水水利事業の展開と第二次農地の形成（一）、生産力の發展と第二次農地の形成、二、陂水灌漑事業の展開、三、渠水灌漑事業の展開、四、治水水利事業の發展、五、水官の設置と農業及び農民の支配。第四章、郡縣制の成立とその性格（略）。讀者は以上の表題からだけでも、ある程度本書の内容を推察して下さるとおもう。とくに第四章は二一九頁から八二七頁まで六〇〇頁以上、本書の大部分をしめており、一九六〇年から一九六一年にかけて發表された諸論文が土臺になっているが、本書では豊富な資料をもちこみ、全國をABCDE五地區に分類し、各地區毎

に縣の「置廢表」とその説明をかかっている。置廢表というのはい口でいえば、前漢の縣を古い邑に由來する「舊縣」か、第二次農地に戰國以後つくられた「新縣」かに分類し、舊縣は王朝權力の盛衰、治水水利機構の興廢にかかわりない自立性をもつに反し、新縣は王朝と運命を共にするから、王朝交替期に置廢がはげしいことを統計的に示そうとしたものである。

こういうことは簡單であるが、前漢一五七七の縣の一々についてその性格を分類することは、なみ大抵のことでない。なかには由來どころか位置すらわからないものもある。大雜把な位置はわかって、肝心の地理的條件をすぐときめてかかるわけにはいかない。たとえばある邑には、古い邑に由來しながら、あとから第二次農地的性格が附與されたものがある。反對に淮河、漢水以南は、新縣の多い第二次農地地域であるが、ここは天水灌漑地域か、あるいは簡単な工事で耕作可能となる陂水灌漑地域が多く、ここではもつとも早く第二次農地が形成されながら、同時に必ずしも國家の力を必要としない小規模陂水灌漑が、豪族などの手で形成され、これらの新縣は、新縣でありながら自立性がつよかった。それゆえ一つの縣の性格を正確に分析することは事實上不可能なのであるが、著者は可能なかぎり文献を博搜して性格を追究し、これを前後漢交替期の縣の置廢の動向と總合して、卷末の統計表にまとめあげることに成功した。この統計表は大雜把ではあるが、著者の主張の裏づけとなるような顯著な一つの傾向をうかががらせている。

大要の紹介と簡単なコメントはこれくらいにして、あとはとくに二、三の點をとりだし筆者の感想をのべたい。著者はすでにのべた

ように、皇帝權力の小農民支配を生産關係そのものとみなすが、ここで注目されるのは、この生産關係の基礎を、國家の土地にたいする直接的な支配すなわち國家的土地所有とは考えない點である。著者によれば民田は「形式的」には私有であり、第二次農地の民田といえども、その意味では國家の直轄經營地たる公田と、また封建制下の農民保有地とも區別さるべきであつた。しかしそこでの民田經營は上述のように、眞に獨立した自由な私的生產體を形成しえなかつた。だから民田も一方では私有地として財産稅の對象となると同時に、他方ではその使用にたいし「いわば地代に近い利益稅」である田租もかけられるという「複雑な性格」を有し、その本質は「自家勞働力で耕せる限界において、國家がその所有を認めた、いわば制限された私有地」、こういう意味ではまた「特殊な農有地」ともいえるときれ(二三頁)、それゆえ漢代の限田政策についても、とくにその「均田」すなわち均等な土地割當という政策の意圖を強調しているのである。

しかし以上のような土地制度にかんする説明は、もうひとつつきりしないものをのこしているように感じられる。というのは、問題は土地ではなく水であつたから、土地にたいしては、いわば間接的な規制しかおこなわれなかつた、というのが著者の立場なのであるが、水が作用して生産がおこなわれる場合はやはり土地なので、土地は「齊民制を維持する物質基礎」(一〇頁)たる重要性をいざせん失わなかつたからである。だから國家は齊民制を理想とするかぎり、當然兼併ばかりでなく、賣買・質入れ行爲そのものを直接禁止すべきであつたし、またそうで、たのほなかつたろうか。著者によれば、少くも國家存立の基礎となる地域において、土地は國家が造

成し、利用を可能ならしめたのであり、いわば國有地にもひとしかつたのである。しかるに國家は、それをおこなわなかつた。

こういったからといって、わたしはここで土地國有か私有かの論議をするつもりはない。古代、中世のそれを近代法的私有概念で量つてみても、すこしも生産的ではないからである。ただわたしは漢代の小農民が、土地利用のみならず、土地そのものの賣買、讓渡、質入れなどの自由をもつていたという事實は、もつと重視すべきではないかとおもう。この自由は、土地が水にくらべれば重要でなく、二義的な意味しかもたなかつたため認められていたのではない。土地はやはりきわめて重要であつたにもかかわらず、認められていたのである。卒直にいつてこの自由は、やはり小農民的生産における自立化の趨勢——著者みずから八頁でみとめている傾向——と無關係ではないようにおもわれる。もちろん第二次農地において水の國家支配にたいしてもつ意義は大きかつたであらう。小農民が國家への隷従から大きく自由であつたともおもわれない。ただわたくしは、第一次農地においてはもちろん、第二次農地においてさえ、治水水利における依存關係が、ただちに奴隸制的な隷屬關係に結果するかどうかを疑問におもうのである。隷屬と自立化の具體的なあり方は、複雑な歴史的諸條件によつて規定されるのであり、この點著者の論旨はきわめて明快で數多くの示唆にとむにもかかわらず、歴史の前進的契機がやや機械的に整理されすぎているようにおもえてならない。

以上のような疑問は、關連して二つの問題點を導きます。一つは第二次農地の歴史におけるウェイトの問題である。著者の分析にしたがえば、第二次農地と新縣のウェイトはきわめて大きいが、しか

し自身いわれるように、このなかには自立性のつよい地域もふくまれている。そこでいま巻末の統計表によって、「新郡」にしてなお自立性のつよい三七郡をぬきだし、ここにふくまれていた新縣を數えてみると、その數は實に四二四縣にのぼる。もしこれを舊縣四四八に加え、いっぽう新縣一二二九から差引くと、數は八七二となり、いわば純粹の新縣といふべき縣七〇五を超えるであろう。もちろんこれは大雑把な計算にすぎないし、またこういえば實際は舊縣のなから削つて、新縣に加えるべきものもあろう。さらに縣數はともかくとして、自立性のつよい新縣はAのa地區、E地區のように北邊や江南に多く、その經濟的價值は縣數では量れないという事情もあろう。しかしそれにしても、第一次農地およびそれに準ずる自立的性格のつよい地域も、かなり大きかつたといわねばなるまい。したがつてわたしは、漢代の制度一般、たとえはじめにのべた土地制度を考えるばあいにも、このような地域の性格をあわせて考慮すべきであると考え、またそれゆえにこそ、このような地域に、どうして地方分權的な情勢がこもしたされなかつたかを考慮しておく必要があるようにおもふ。つまりウィットフォーゲル氏や冀朝鼎氏にたいしてと同様のことがいえるのであつて、この點を説明するには、第一次農地の内面にたち入つて、そこにも帝國を下から支えるモメントがあることを究明することが望まれるのである。

もう一つの問題點は、やはり最初の點と關連しているが、奴隸制的支配の具體的なかたちとしてあげられている本籍主義——移轉の自由の禁止と、人頭的な稅役賦課についてである。編戶の民が故なくして本籍を離れ、無籍者、流民となることは、たしかに許されないことであつたらう。しかし一般的に移轉の自由が法によつて禁じ

られていたかどうか、寡聞にしてしらないのでこの點は御教示を仰ぎたい。だがわたしの想像では、法禁の有無はともかく、普通のばあい農民の移動は、きわめてまれであつた、とおもふ。縣城はもちろん郷、亭も周圍に郭壁をめぐらし、人々はその中で里共同體を形成して生活していた。このような共同體こそ帝國の統治の基礎だったのであり、この安定性こそながい統治を可能にした條件であつた。このような狀況を想像するかぎり、移動の禁止の有無ということはあるが、その存在は明らかで事實であつた。しかしそのほかに漢代農民への賦課には、著者が地代にもひとしいという田租もあつたのであり、人頭稅の存在のみでは、奴隸制的支配を説明しきれないようにおもふ。

なお最後にすこしまかいことをつけ加えておきたい。本書の記述の範圍は、とおく殷周にさかのぼるので、全部について望むのは無理かもしれないが、あえて望蜀の言をつけ加えれば、加筆補正のさい、新しい研究の成果に論及してほしかった、とおもつた箇所が二、三あつた。主要な論旨にさして影響しないところは、どうでもよいが、一例をあげると、鐵器の普及にかんする部分などは、そうもいえない。鐵器の普及については最近では佐藤武敏氏の「春秋戰國時代の製鐵業」（一九六〇年）がくわしいが、そこでとくに注目されるのは、戰國時代、官府直營のほかに、官が鐵山を「假」して民營で製鐵する新しい經營方式がおこり、これが鐵器の生産増大と廣く庶民層への普及にふかく關連したという指摘である。これにたいし著者は「鐵器の製造及び販賣には、はじめから國家權力が介入した……否むしる國家こそこのような鐵器製造の主體であつた」との

べ、國家の鐵器掌握を強調する。むろん佐藤氏も戰國時代官府直營がなかつたとはいわず、木村氏も民間業者がなかつたとはいわない。しかし兩者の見解の相違はやはり重要で、それが秦國の狀況についての理解にあらわれている。すなわち木村氏は「少くとも秦の孝公のころからは、完全に國家管理のもとにおかれるようになった」というのにたいし、佐藤氏は民間經營方式は、ほかならぬ秦で積極的にとり入れられ、これこそ秦の富強化の一因となつたと考える。だから可馬遷の祖、昌がなつたという「主鐵官」の解釋にも相違が生じているのである。この見解の相違は鐵鑛石の採掘、製鐵、鐵器販賣がいったい誰の手ににぎられていたか、の問題から出發して、ついには農民經營の自立性の理解にまで微妙につながっていくから、これなどはやはり一言論及してほしかった點である。

もはや紙數がつきた。本書は論旨こそ明快であるが、實證過程はぼう大であり、豊富な資料を駆使した大きな勞作である。これにたいして筆者の紹介はいかにも舌たらずで、著者苦心の第四章のごときも、十分には内容を傳えられなかつた。またいろいろと未熟な感想をつけ加えたが、誤解にもとづく勝手な言い分であつたかも知れない。あるいはわたし自身よくわからないのに注文だけつけた形となつて、生産的な批判とはいえない点もあつた。價値たかい本書にたいし、このような缺點多い書評し書けなかつたことをふかくおわびしたい。

(河地 重造)

通制條格の研究譯註 第一冊

中國刑法志 研究會

昭和三十九年十二月 同研究會

A5判 四〇一頁

『通制條格』——元朝中期、英宗の至治三年(一二三二)頒行された制詔・條格・斷例・別類の四綱目から成る法典。大元通制の條格の部分——は、單に法制史家の尊重するばかりでなく、政治・社會・經濟史の分野でも、元代研究の數少い根本史料の一つである。ところで、この書物は、北京圖書館所藏の明抄本を民國十九年(一九三〇)に影印した殘闕二十二卷本が流布するのみで、他に比較校訂すべき版本がなく、また内容的にみても、元代特有の吏牘體・蒙文直譯體の文章が殆んどを占め、法制史・元史の限られた専門家以外は十分に讀まれて來たとは言ひ難いものでもあつた。このたび、小林高四郎・岡本敬二兩氏を中心とした「中國刑法志研究會」のメンバーによつて、重要性はよく知られながら敬遠されがちであつた『通制條格』に譯註が施され、初學者や、元代以外の研究者にも容易に利用する道が開かれたことは、何よりもこの事業の大きな貢獻として、十分賞揚されて然るべきであろう。「中國法制史研究會」は先にも、『元史刑法志』譯註を學界におくられたが、その後三年の辛酸の結果、『通制條格』譯註を完了された由であり、小林・岡本兩氏のほか、參劃された、小林新三・長瀬守・大藪正哉・野口鐵郎・海老澤哲雄・古森利貞の諸氏の勞苦に深甚な敬意を表する次第である。

現行本『通制條格』は、卷二から卷九(戶令・學令・選舉・軍防